

1470年のレントマイスター訓令 (下バイエルン)について

小野善彦

I 問題の所在

0. ブルンナーによると、専門官僚層によって担われる行政機構とシュテンデとは、「近代国家の2つの基本的構造要因」である¹⁾。両者は、対立的関係のみならず、同時に相互補完的関係をもとり結んでいる²⁾。そこで、両者を別々に乃至対立的側面に重点をおいて考察するのではなく、「家産官僚制」³⁾の視角より両要因を統一的に把握する試みが、中世末期ドイツのいくつかのラントについて行なわれている⁴⁾。こうして、両要因の構造的癒着の実態が、シュテンデを構成するラントの貴族へのアムトの入質(請負)、あるいはより広く現地賄制度(Anweisungssystem)等に即して解明されるに至っている。このような視角は、とりわけシュテンデとの関連を捨象した官僚制(度)の一面的把握に対するアンチテーゼとして大きな意義を有するものと思われる。

しかし、中世末期以降の家産官僚制は、ラントの有力貴族を重要官職に登用することにより、彼らをランデスヘルの利害に密接に結びつける機能を果たしている⁵⁾と同時に、きわめて長期にわたり、緩慢かつ不完全であるにしても、シュテンデの権利領域を空洞化する(aushöhlen)ことに一定の貢献をなしているのである⁶⁾。従って、両要因の構造的癒着の側面と共に、同時にこの癒着に規定された官僚制によるシュテンデの権利領域の空洞化の機能をも正当に顧慮・評価しないならば、中世末期の官僚制研究は、前述の点とは

逆の意味で一面的たらざるをえないものと思われる⁷⁾。

本稿は、以上のような問題意識にもとづいて、ランデスヘル（家産）官僚制によるシュテンデの権利領域の空洞化の実態究明の予備作業として、バイエルンの行政機構の中で15世紀末から19世紀初頭迄のきわめて長期にわたり傑出した地位を占めたといわれるレントマイスター（Rentmeister）⁸⁾の15世紀末における権限・機能を、1470年の訓令（Instruktion）の分析にもとづいて説明せんとするものである。

II バイエルン中世末期の財務行政

本節では、バイエルン中世末期の財務行政史を辿りつつ、レントマイスター・アムトの成立・沿革と訓令（1470年）成立の背景とを明らかにしたい。

バイエルンは、中央政府と地方行政との間に中級管区・官庁が置かれた典型的領邦である⁹⁾。ここでは、13世紀中葉の第一次ラント分割以降（部分）ラントがヴィットゥーム管区アムトに区分され、その長官たるヴィットゥーム（Vitztum）が、大公の代理人（vicedominus）としてその管区内の諸ラント裁判区の役人を統轄する権限を有する。ヴィットゥームによる大公の代理は大公ヴィテルスバハ家（die Wittelsbacher）の特性である¹⁰⁾が、14世紀中葉頃迄に、ヴィットゥームを頂点としてプッレーガー（Pfleger）、ラント裁判官、シェルゲン（Schergen）等の役人がこれに下属するラントの司法・行政機構が明確に整序されるに至る¹¹⁾。ラント裁判区に於ては、その長官たるプッレーガーと彼の配下たるラント裁判官（両アムトのパーソナル・ユニオンも見られる）が司法・行政を管掌するのに対して、特に財務行政はそれから分離され、（プッレーガー・ラント裁判官と同格で）ヴィットゥームに直属する固有の財務役人〔カストナー（Kastner）（大公直轄領の管理人）、関税徴収役人（Mautner, Zöllner）等〕に委ねられたのである¹²⁾。かくして、ヴィットゥームが、ほぼ14世紀末に至る迄ヴィットゥーム管区内の上級財務官庁としてこれらの財務役人に対する監督権を有し、管区内のランデスヘル的収入は、全て彼の手に渡るのである¹³⁾。

但し、14世紀以降ラントシュライバー (Landschreiber) がヴィットゥームアムトの固有の財務官として任命され (下バイエルンのヴィットゥームアムト Straubing に於て1330年に初出)、ヴィットゥームを補佐し、彼の財政業務を引き受けることを任務とした¹⁴⁾。尚、ヴィットゥームアムトの会計監査のために特別の委員会が大公の顧問官を中心にそのつど構成され、ヴィットゥーム (ラントシュライバー) の債務とされた金額が、大公 (カマーマイスター) に支払われた¹⁵⁾。

しかるに15世紀に入ると、在地でランデスヘル的収入を受領する財務役人の監督を目的としてラントシュライバー・アムトが改革され、新たにレントマイスターが、ヴィットゥームアムト内のランデスヘル的諸収入を各財務役人から受領・会計する執行役人として任命された (先鞭をつけたのは Bayern (以下B) - Landshut の大公ハインリヒ富裕侯 Heinrich der Reiche)。今や彼が、ヴィットゥーム・ラントシュライバーに代わり、ヴィットゥームアムト内の財務役人全体を監督することになった。他方ラントシュライバーは、このレントマイスターに従属し、彼のもとで諸々の書記業務に従事することになり、レントシュライバー (Rentschreiber) とも称された。但し実際には、レントマイスターによるラントシュライバー職の兼任がしばしば見られ、15世紀末には下バイエルン (B-Landshut) の騎士身分が、訴願 (Beschwerden) により大公に是正を要求した¹⁶⁾。

レントマイスターの初出は、E. Geiss の官吏簿によると、Landshut-1424年、Burghausen-1425年、Straubing-1431年、Wasserburg-1448年である¹⁷⁾。レントマイスター職は、事務能力 (筆記・計算) を必要とするために貴族には不向きであり、通例市民身分出身者がこの官職に就任した¹⁸⁾。ラントの貴族がこの官職に進出するのは、漸く17世紀初頭以降のことである¹⁹⁾。

さて、財政 (Finanzen) は国家の中枢神経であることからして、ヴィットゥーム管区の財務行政を管掌するレントマイスターは、彼に本来委ねられた機能をはるかに超える意義・重要性を次第に獲得し、「あらゆる支配権の財源化の時代である15世紀」(W. Ziegler)²⁰⁾に於て、徐々に管区内の司法・行政全体にわたって枢要な役割を担うようになる²¹⁾ (例えばヴィットゥーム管

轄事件 Vitztumhändel（贖罪金支払いにより実刑を免れうる重い犯罪）が、15世紀後半にヴィットゥームからレントマイスターの権限下に移行した²²⁾。レントマイスターの地位・意義のこのような上昇を端的に示すのは、アムトの名称変化である。かつてのヴィットゥーム管区は、今やレントマイスターにもとづいてレントマイスターアムト、レントアムトと称されるようになったのである²³⁾。但し、ヴィットゥームがこの管区の長官たることを止めるわけではない²⁴⁾。

ところで、B-Landshut（下バイエルン）は、15世紀中葉の B-Ingolstadtの併合以降 Landshut, Burghausen, Ingolstadt, Wasserburg, Weiden am Nordgau の5レントアムトに区分された²⁵⁾。本稿の対象である1470年のレントマイスター訓令が告示されたレントアムト Wasserburg は、都市 Wasserburg 周辺とアルプスの三裁判区 Rattenberg, Kitzbühel, Kufsteinから構成され²⁶⁾、レントアムト Ingolstadt と共にかつての上バイエルンの部分ラント B-Ingolstadt に由来する²⁷⁾。従ってこのアムトは、下バイエルンと異なるラント法＝ルートヴィヒのラント法書の妥当領域であり（このことは、1474年の B-Landshut-Ingolstadt のラント条令に於ても随所で確認された²⁸⁾、大穀物市場である都市 Wasserburg では、後述の如く Landshut（下バイエルン）のもの（Schaff）でなく、München（上バイエルン）の Schöffel（Schaff の約 $\frac{1}{3}$ ）が穀物の計量単位として使用されている²⁹⁾。

ところで、B-Landshut-Ingolstadt の大公ルートヴィヒ 富裕侯（Ludwig der Reiche：在位1450-1479年）は、その固有の統治を開始した1453/54年以後15年間にわたり皇帝に敵対する陣営に加わり、対外的戦争を繰り返した。これに要した巨額の戦費は国庫を消尽し、貨幣調達のためにラントの多くのアムトが入質・譲渡され、1464年にはラント税がシュテンデの同意にもとづいてラントから徴収された。かくして、大公は対外的戦争に勝利を収めたが、ラントは荒廃化する結果となったのである。そこで大公は、1460年代末以降ラントの立て直しをはかることを余儀なくされた。即ち大公は、皇帝（オーストリアのハプスブルク家）との敵対から皇帝との連合へと対外政策を転換する（これによりオーストリアとの間のドナウ商業からの利益回復をはか

る)と同時に、従来軽視してきた内政に重心を移し、ラントの内的再編成を企図するに至ったのである³⁰⁾。1470年のレントマイスター訓令は、まさにこのような「転換期」に、大公の本拠地(下バイエルン)とラント法的構造を異にする上バイエルン在のレントアムトを対象として作製されたのである。

尚、レントマイスターによるレントアムトの会計監査は早期に出現し(例えば1457年)、彼の会計報告の記録もまた既に1470年以前のものが存在している³¹⁾。しかし、このような会計監査・報告が決して規則的に行なわれたものでなかったことは、1470年の訓令の規定(a.18)から明らかである。そして、1470年の当該訓令は、レントマイスターによる会計監査についての今日知られるバイエルン最古の訓令であり、その後のレントマイスター訓令の基礎にされたのである³²⁾。

III 訓令分析

さて上述のような背景のもとに、大公ルートヴィヒ富裕侯は、1470年1月8日付で、レントアムト Wasserburg のレントマイスター Jörgen (=Georg)³³⁾ Ettlinger と同アムトの中心都市 Wasserburg の都市民3名(Petern Fröschl, Kilian Ochsenberger, Leonhard Erlacher)を名宛人として訓令を告示した³⁴⁾。この訓令は、前文、本文、結文より構成されているが、この本文を編者フォン・クレンナーのテキストのパラグラフ構成にもとづいて便宜上21箇条に区分する³⁵⁾。E.バンベルガーがこの訓令を「会計訓令(Rechnungsinstruktion)」と形容している³⁶⁾如く、レントアムト内の諸役人の会計監査(Rechnungskontrolle)と大公への会計報告が当訓令の中心である。しかしこれと並んで、かつ部分的に密接な関連を有しつつ、いわば行政監督(Verwaltungskontrolle)の規定も多数含まれている。そこで以下に於ては、訓令の諸規定を(I)レントアムト内、(II)レントマイスター・中央政府のレベルに大別し、上記の観点(会計監査、行政監督)から当該訓令の分析を試みたい。

(I)会計監査委員会(レントマイスター)とレントアムトの役人

(1)会計監査

大公は、訓令前文に於て訓令の名宛人たるレントマイスターと都市Wasserburgの市民3名に対して、当該レントアムトの役人たちの1469年度 (von dem nächstvergangenen 1469 ten Jahr) の会計監査を執行するように指令した。かくしてこの4名は、当該レントアムトの会計監査委員会を構成する。その首席委員は、レントマイスターたる J(=G). Ettliger である。彼は、B-Ingolstadt が大公家門の断絶により B-Landshut に併合されて上述のように2レントアムトに編成されて以降、継続的に(1448-1470年)当該レントアムトのレントマイスター職を保持しており³⁷⁾、1451年には大公ルートヴィヒ富裕侯の顧問官を兼務している(H.リーベリッヒによると、下層出自の者が指導的財務官として大公の顧問官に就任する典型的事例)ことが確認されうる³⁸⁾。他方都市市民3名は、レントマイスターに対して „Gegensitzern“ として機能する(a.15, 19)。その1人 P. Fröschl は、14/15世紀に塩・金属鉱業に携わることにより致富した、都市 Reichenhall の支配的金融業者 (Hochfinanz) Fröschl 家の出身であり、1494年には大公ゲオルク (Georg: 在位1479-1503年) に顧問官としての宣誓を行なっていることが確認されうる³⁹⁾。彼ら3名については、„Gegensitzern“ あるいは „ihr“ (貴下ら=レントマイスターと市民3名。当該訓令の殆どの規定がこの表現を用いている。他方レントマイスターのみに対しては、これと区別して „du“ 乃至 „der Rentmeister“ を使用)等の訓令の表現から、レントマイスターの補佐役・監視役としての機能を推測しうるが、彼らの大公ルートヴィヒとの関係等については審かにしえない。

さて、レントアムトの役人たち (プッレーガー、レント裁判官、関税徴収役人 (Mautner, Zöllner) 等) は、何びとも免除されることなく (a.2)、上述の委員会に会計報告 (Jahrsrechnung) を行なう義務がある。但し、関税請負の有無 (in Bestandsweise von Uns haben; nicht Bestand von Uns haben) に応じて、前者については行政監督を、後者については会計監査を委員会に指示している第4条の規定は、大公からの請負いの形で関税を保有する Zöllner を当該会計監査から除外したものと解釈することもできよう⁴⁰⁾。それはともかく、会計報告に際して彼ら役人たちは、次の要件を充たさなければ

ばならない（これを欠如せる役人の会計報告を委員会は受けつけない——
a. 13: mit keinem unserm Amtmann rechnen, noch Rechnung von ihm aufnehmen)。第1に、役人自身が委員会の前に出頭すべきこと（即ち彼の配^{ワグター}下等の代理人であってはならない）はもとより（a. 1）、単独ではなく、彼に下屬する諸役人〔裁判官、裁判所書記、シェルゲン（プフレーガー・ラント裁判官の執達吏）として、会計報告者のアムトの職務行為に携わった者たち： die, so unter ihnen sind, und mit den Handlungen ihrer Aemter umgehen, als die Richter, Gerichtsschreiber und Schergen〕を引き具すべきである（a. 13）。第2に、会計報告を行なう役人は、大公に（実際には大公を代理する委員会の前で）宣誓・誓約を行なわなくてはならない（a. 13: er sey Uns dann insonderheit gelübdet und geschworen）。第3に、官職就任にあたり当該役人に大公より交付されたる Bestandzettel（後述）を、会計のために読み上げ、委員会がこれにもとづいて判断できるように（zu verlesen in die Rechnung bringe, daß ihr euch wisset darnach zu richten）、委員会に提出すること（a. 1, 16）。他方レントマイスターは、これを順番に台帳（ein Buch）に記録させる（a. 16）。

以上の三要件を充たした役人が委員会の会計監査を受けるが、監査の眼目は、各ラント裁判区における種々の収入から役人の取得分を差し引く形での、役人の勘定と大公の勘定との綿密な区分である。こうした監査作業は、役人によるアムト収入の記帳（a. 12）を前提とし⁴¹⁾、かつ役人の保持する前述の Bestandzettel を軸として進められる。Bestandzettel とは、官職保持者に帰属する貨幣・現物収入（例えば訓令第9条によると、大公の森林からの木材・薪の採取もその一部をなす）の全てを記載したものであり⁴²⁾、会計監査にあたり、その記載分は役人の取得分として彼の勘定に入れられ、他のものはその額の大小に拘りなく各役人から大公に勘定され、支払われなければならない（a. 1）⁴³⁾。

従って、役人の Bestandzettel に記載されていない彼の支出諸経費（建築費、不当な食費、他の支出）については、——彼がこのために大公の特別の指令を有し、それを会計にあたり提出する場合を除いて——委員会は、これ

を役人の勘定として与え、彼の債務から引き去ることを一切認めない、というのが基本原則である (a.3)⁴⁴⁾。とはいえ、役人の会計報告のこの部分の取り扱いについては、この基本原則をもって全てを大公の勘定に組み入れることもできず、委員会の会計監査のためにより詳細な指令が必要であった。即ち、大公から関税を請負っているのではない関税徴収役人 (Zöllner) には、彼が計上した街道 (Weg und Steg) についての支出 (修復・維持費) が必要経費として認められる (a.4)。これに対して、土地の荒廃を理由としてカストナー (大公の所領管理役人) により計上された損失 (Abgang) は、今後一切認められない (a.7)。

他方 Bestandzettel の記載事項についても、役人による権利濫用という在地の状況 (例えば a.16: So langt Uns auch ferner an, wie etliche Pfleger, Richter.....) を考慮して、裁判罰金と役人の食費に関して特に以下のことが規定された。

裁判罰金の配分を規定するのは第15条である。裁判役人 (プッレーガー、ラント裁判官) により会計された罰金総額の $\frac{1}{2}$ 乃至 $\frac{1}{4}$ は当該役人の取得分であり、これを差し引いた残額が大公の取得分として委員会に支払われる (これは当該役人の Bestandzettel の記載事項であろう)。ところが、罰金を科された細民 (ein armer Mann) が、罰金に加えて当該役人の権利分 (seine Rechte) をもあわせて支払い、しかも委員会の会計監査に際して罰金の会計総額から役人の権利分が再び差し引かれるとすると、彼には彼の権利が二重に与えられることになり、大公の取得分はそれだけ減少する。そこで、レントマイスターと他の委員たち (Gegensitzern) は、特に裁判役人の会計に注意を払い、当該役人はもとより、彼と共に会計監査委員会の前に出頭した彼の配下の全てに、彼らの宣誓にかけて、彼の権利分があらかじめ細民から取り立てられたか否かを問い質さなければならない。取り立ての事実が確認された場合、会計監査に於て彼の権利分の差し引きは当然行なわれず、会計された罰金総額が全額大公の勘定に入れられるのである。

次に役人 (プッレーガー、ラント裁判官、アムトロイテ) の食費 (Zehrung) について (a.16)。これは、役人が彼の家屋敷 (Heimwesen) を有する裁判場

所 (Schrannen) に於て (職務活動に際して) 費消した食費を必要経費として会計報告に際し計上している事態に対処する規定であり、役人の食費は以下のものを除いて認められない。即ち、役人が彼の家屋敷から 1~2 マイル (以上) の距離にある裁判場所で費消した食費は、1 回の食事につき (für eine Mahlzeit) 1 人あたり 15 ペニヒ、従って (ラント) 裁判官とその従者 1 名 (Richter selbender) に 30 ペニヒが会計監査に際して認められる。裁判場所が、(ラント) 裁判官がその日のうちに彼の家に戻れない程に隔たっている場合、人間 1 人、馬 1 頭に対してまる 1 昼夜 (einen ganzen Tag und Nacht) につき食費として 40 ペニヒ、従って裁判官とその従者 1 名に 80 ペニヒが認められる。ヴィットゥーム管轄事件 (Vitztumhändel) の交渉に際して、役人の食費が罰金支払い義務のある細民により支払われている場合、それは会計監査に於て差し引きが認められない。ただ役人が食費を自弁している場合に限り、——役人は罰金の $\frac{1}{3}$ を彼の Nachrecht (特定持分) として取得することから——食費の $\frac{2}{3}$ が彼に認められる。

さて、委員会による以上の詳細な会計監査を経て役人の勘定分が確定され、これが彼のアムトの総収入から差し引かれる。この作業に於ては、ローマ数字の文字の上での加減計算とこれによる誤りを回避するために、模造貨幣が用いられた⁴⁵⁾。決算の結果残ったものが、大公の取得分 (大公に対する役人の債務) である。レントアムト全体については、これは穀物 (カストナーの場合) と貨幣から構成される。

穀物は、主として 4 種類であり (小麦、ライ麦、大麦、カラス麦)、これらはレントマイスターに直接引き渡されることはなく、帳簿上 Remanet として記録され (a. 19)、現物は産地の穀物倉 (Kasten — その管理は後述の如くカストナーの役目) にとどめられる (standortgebunden)。W. Ziegler によると、この産地との結合が、穀物斛のラント全体における統一化を進展させない最大の理由である。バイエルンでは各地方、各穀物が固有の斛目 (Maßeinheit) を有しているが、大穀物市場である当該レントアムトの中心都市 Wasserburg では、München の斛目 (Schäffel) が穀物の計量単位である。尚、穀物以外の他の現物収入は、換金されるか、乃至は現地での消費に回さ

れたのである⁴⁶⁾。

他方貨幣分については、役人が彼の Amt における全ての賃租・レント・関税収入から年の四半期ごとにレントマイスターに支払いを済ませた分 (a. 5 参照) を控除して、会計監査後各役人によりレントマイスターに支払い (Zahlung von seinem Amt) がなされなければならない (a. 1, 2)。この支払いは、「ラント法令の規定する貨幣 (unser Landbot ausweist)」でなされるべきであり、レントマイスターは、それ以外の (劣悪な) 貨幣を役人から受領してはならない (a. 2)。この指定貨幣は訓令からは明らかでないが、15世紀後半の (下) バイエルンの主要通貨はラント通貨 (das bayerische Pfund) とライン・グルデン貨 (der rheinische Gulden) であり、前者に明白な優越性が見られると共に、レントマイスターの会計報告に於ては他の通貨は次第にこの2つの本位 (Wert) に換算されるようになる。しかるに、レント Amt Wasserburg のレントマイスターは、1466年にこの2つの貨幣の他にハンガリー・グルデン貨とメラン・マルク貨を用いて決算しており⁴⁷⁾、こうした当該レント Amt (乃至バイエルン) 内の現実の貨幣流通を考慮して、訓令では1ハンガリー・グルデン=9 シリング・(バイエルン) ペニヒと換算率を特に規定しているのである (a. 2)。

さて、貨幣及び穀物についての Remanet の支払いをレントマイスターに済ませた役人に対して当該委員会は、決算書 (Rechenbrief) もしくは受領証 (Quittung) を交付し、役人の年会計監査を終了する (a. 2)。訓令に盛り込まれた以上の詳細な会計監査規定からは、レントマイスターを中心とする委員会の会計監査により役人による権利濫用・瞞着の阻止と大公の取得分の明確化とをはかり、結果として各 Amt からの大公の収入の引き上げをもたらさんとする訓令作製者=大公の意図を明瞭に看取することができよう⁴⁸⁾。

しかし、会計監査のみではこの目的の十全の達成は決して望みえない。かくして、この点からも会計監査委員会による行政監督が必要とされるのである。

(2) 行政監督

レント Amt 内の役人たちは、上述の如く会計報告のために委員会の前に

自ら出頭することから、会計監査は、同時にレントマイスターが（会計監査に関する）大公の指令・意志^{マイスツング}或いは大公の業務の必要を職権にもとづいて役人たちに伝達し、これに遅滞なく服従するように求める機会でもある（a. 1, 11）。これは、諸役人に対する委員会（レントマイスター）を介した行政監督を一般的に規定したものである。当該訓令は、この規定のもとに更に役人に対する行政監督を個別的に規定しており、それは、会計監査に直接関連するものとそれ以外の規定とに大別することができる。

最初に前者について。第5条は、春・秋税（May-Herbst-Gilt）及び古来の他の税の徴収についてである。長期の支払猶予（das lange peyten）を（隷属民に）認めることは決して大公の利益にならないが故に、所轄の各役人は、これらの税をしかるべき時期に（zu billiger Zeit）猶予せず徴収すること、そして各役人は、彼の徴収した諸収入（賃租、レント、関税収入）から年の四半期ごとに（zu jeder Quatember des Jahres）遅滞なくレントマイスターに支払いを行なうように督励された。こうした督励自体、しばしば支払いが滞ったことを暗示している⁴⁹⁾が、四半期ごとの支払い額は、年会計監査に際して上述の如く役人の債務から控除されたものと思われる。

次に、大公の直轄領を管理するカストナーは、会計監査に於て大公に勘定された穀物が、彼に委託された穀物倉（Kästen）に額面通り（in ganzer Anzahl）保持されるように監視義務を課された（a. 6）。カストナーは、大公乃至レントマイスターの特別な委託なしに穀物を売却・貸与することを固く禁止されており⁵⁰⁾、この定めを遵守し、かつ上記の義務を果たしているか否かは、後述の如くレントマイスターによる穀物倉の穀物の積み替え検査（Umschlag）により明らかにされた。更に、カストナー及び他の役人たちが、大公の所領の一部の荒廢を故として損失を会計に計上している事態に対して、大公は、これらの役人たちが荒廢地に数年間地代を免除して（auf Verlassung etlicher ödrecht Jahre）耕地の復旧に努めるように、会計監査委員会を通じて厳命した（a. 7）。

また、第17条は、過去の会計監査に際して確定されたにも拘らず未払いになっている若干の債務（Remanet — 貨幣・穀物）を即刻清算するように、

債務者たる役人に求めている。

このほか、各役人に彼の職務行為の全て (Händel, Reichniss, Wändel等) を、それがどのように、いかなる理由で処理されたかを台帳に記録するように命じた第12条、及び役人自身のみならず、彼と共にアムトの職務行為に携わった彼の配下らをも会計監査のために喚問することを定めた第13条は、会計監査事務の促進、大公の取得分の引き上げは勿論のこと、これと合わせて役人の不正な職務行為の牽制をも同時に企図しているものと思われる。

次に、会計監査に直接関わらない諸規定を検討したい。最初に、請負により (in Bestandsweise) 大公から関税を有している Zöllner について (a. 4)。上述の如く彼らは、委員会の会計監査から除外されたものと思われるが、委員会は、大公に代わり、彼らの管轄する街道 (die Weg und Steg) の保全を求め、同時に彼らのこうした義務遂行を (恐らく査察により) 監視しなければならない。Zöllner の怠慢が認められた場合、大公が彼らを処罰する。また、カストナーと他の役人が大公の指令を忠実に守り、荒廃所領の復旧に努めるように監督することは、特にレントマイスターの役目である (a. 7)。

第8・9条は、(大公の) 森林用益に関する指令であり、これを役人に伝達するのも会計監査委員会 (レントマイスター) である。まず、森林を管轄する狩猟長官 Jägermeister (狩猟・森林行政の未分化)⁵¹⁾ に対する指令について (a. 8)。彼は、森林の乱伐、森林地内への囲い地 (Auffang) の設定、育ちの良い樹木の薪・石灰焼成の燃料への充当等が行なわれないように注意し、森林の破壊・蕩尽をきたす濫用を防止し、以って育ちの良い樹木・森木の保護、ラントと人民のより大きな必要への充当のための保存に努めなければならない。彼は、職務怠慢の場合大公により処罰される。次に、Bestandzettel にもとづいて大公の森林から職務のために木材・薪を採取する役人 (プラーガー、アムトロイテ) に対する指令について (a. 9)。これらの役人は、採取にあたり狩猟長官の助言、指示、了承を求めること、これを求めえない場合には、森林への損害が最も少ない場所で当然の必要量のみを採取すべきである。更に、森林の荒廃を防止するために、木材を木材で支払ったり売却す

ることが禁止された。そして、以上の指令を遵守しない役人は、(恐らく狩猟長官——レントマイスターを経て大公の知るところとなった場合) 大公により処罰され、その官職を剝奪されるのである。

また、裁判役人(プッレーガー、ラント裁判官、シュルゲン)が私的利益のために細民を抑圧・侵害し、とりわけ裁判を恣意的に引き延ばし、召喚回数を増加してそのつど Viertheil Wein (Forderwein) を訴訟当事者たる細民に要求することが一般化し、ラント内に怨嗟の声(Geschrey)が満ちている状況を考慮して、委員会は、役人のこのような逸脱行為を会計に於て明らかにし、大公に報告するように配慮する⁵²⁾と共に、侵害・逸脱行為を止めるように役人に指令しなければならない。この指令に従わない者は、レントマイスターの報告にもとづいて(wo Wir es erführen) 大公により処罰される(a. 10)。

ところで、会計監査に直接関わらない以上の諸規定は、総じて役人に対する会計監査委員会(レントマイスター)による個別具体的行政監督規定である。このような監督のためには、役人の会計報告の際の審問のみならず、現地における検分が不可欠であろう。それ故、会計監査の折に委員会(レントマイスター)により、上記事項の監督を目的として査察(eine Visitation)が行なわれたものと思われる。レントマイスターを中心とするこのようなアムトの査察は、以後16世紀初頭にかけてレントマイスターによる各アムトの巡回(der rentmeisterliche Umritt)へと制度化されていくのである⁵³⁾。

(II) レントマイスターと大公(中央政府)

さて、都市 Wasserburg の市民3名を Gegensitzern としてレントアムト Wasserburg の諸役人の会計監査を終了したレントマイスターは、レントアムトの年会計報告書を作成し、大公の出頭命令により復活祭後会計報告のために大公のもとに出頭する(a. 18)⁵⁴⁾。会計監査を行なうのは本来大公自身であるが、実際には宮廷役人と顧問官から構成された委員会に付託されたものと思われる⁵⁵⁾。この監査にもとづいて、レントアムトの余剰金から必要経費を差し引いた金額が、レントマイスターにより大公側に支払われる。他方

産地にとどめられた穀物については、レントマイスターが、中央での監査に引き続いてレントアムト内の穀物倉に赴き、穀物の積み替え検査(Umschlag)により穀物の現在高を記録させ、これを先のレントアムトの会計監査に際して委員会(レントマイスターと彼の Gegensitzern)の前で各役人により作成された Remanet と照合する。その結果欠損(Abgang)が見出された場合には大公に報告し、その指令を待つ(a. 19)。

レントマイスターは、以上のような手続きにより会計監査・レントアムトの余剰金の支払いを終了し、会計終了の証明のために決算書(Rechenbrief)を交付された。この文書には、レントマイスターが会計終了日に貨幣・穀物により大公に支払った額(乃至このために責任を負った分)が記録されたのである⁵⁶⁾。

ところで、レントマイスターの会計報告に際しては、レントアムト内の各ラント裁判区に於てプッレーガー、ラント裁判官により取りまとめられ、会計監査後レントマイスターに引き渡された Urfehdebrief 並びにレントアムト内の退職する役人の Bestandzettel が、レントマイスターにより大公に引き渡される(a. 14, 21)。後者の Bestandzettel は、レントアムトの会計監査に際して回収されたもので、新しい役人に交付される Bestandzettel の作製の基礎にされたものと思われる⁵⁷⁾。

尚、レントマイスターによる大公の宮廷での会計報告の折に、レントアムトの状況が、行政監督を踏まえてレントマイスターにより大公自身に報告されたものと思われる⁵⁸⁾。会計監査委員会(レントマイスター)による上述の個別的行政監督の諸規定は、指令に違背する諸役人を大公が処罰する前提として、レントマイスターによる大公へのこのような報告を推測させる。レントマイスターによる報告は、大公による地方の諸アムトの把握のために——レントアムト Wasserburg の場合には、大公の本拠地(下バイエルン)とラント法的構造を異にするだけに尚更のこと——重要な意義を有したものと思われる。

IV 総括と展望

1470年のレントマイスター訓令は、B-Landshut-Ingolstadt の大公の政策の重心が対外政策から内政に決定的に転換し、レントの内的再編成が企図された時代に、レントアムト Wasserburg のレントマイスターと都市 Wasserburg の市民3名(Gegensitzern)に告示されたものであり、レントマイスター（彼を首席委員とする上記4名の委員会）が、大公（中央政府）と地方行政との間で担うべき以下のような役割がこの訓令から明らかとなる。

第1に、レントアムト内の役人に対して、レントマイスターを中心とする委員会は、会計監査と行政監督を行なう。会計監査（1469年度）の目的は、官職就任時に大公から各役人に交付される Bestandzettel を軸として、かつ訓令の詳細な指令にもとづいて、各アムト収入における大公の取得分を明確化し、レントアムトからの大公の収入の引き上げをはかることである。会計監査と併行して行なわれる行政監督は、会計監査と直接関わり、大公の収入の引き上げを企図したものと、Zöllner, カストナーの監督、森林保護、司法行政の弊害は正等を目的とする個別具体的行政監督とから成る。とりわけ後者の監督を目的として、レントマイスターを中心とする委員会により査察が実施されたものと思われる。このような査察は、レントマイスターによる各アムトの巡回制度（der rentmeisterliche Umritt）の端緒をなすのである。

第2に、レントアムト内の役人の会計監査と行政監督を終了したレントマイスターは、復活祭後会計報告のために大公のもとに出頭し、大公の付託した委員会による会計監査にもとづいて、レントアムトの余剰収入（貨幣・穀物）を大公に支払い、決算書を交付される。また、この会計報告の機会をとらえてレントマイスターによりなされたレントアムトの状況報告は、地方の諸アムトの把握のために大公にとり重要な意義を有したものと思われる。

さて、大要以上の如きレントマイスターの機能・役割からして、我々は、レントマイスターを大公（中央政府）と地方行政との間の「靱帯Bindeglied」（R. Heydenreuter）^{59）}と位置づけることができよう。レントマイスターの

くなる活動は、このあと16世紀初頭にかけて、レントマイスターによる各アムトの巡回が制度化されることにより、レントアムト内の諸役人の行政監督的機能に重心を移していく。レントマイスターは、かくして大公による地方行政の再編成のいわば楨杆たる役割を果たすことにより、バイエルンの行政機構の中でまさに傑出した地位を占めることになるのである⁶⁰⁾。

註

- 1) O. ブルンナー著、石井紫郎他訳『ヨーロッパ——その歴史と精神——』（岩波書店、1974年）、257頁。
- 2) O. Brunner, *Sozialgeschichte Europas im Mittelalter*, Göttingen 1978, S. 80.
- 3) 成瀬治「絶対王政成立期の官職概念——ボダンとロワゾーの場合——」、『西洋史学』, 87, 1973年, 22頁（註8）参照。
- 4) 若曾根健治「領邦ティロール農村部における租税制度」、『法制史研究』, 25, 1976年。千葉徳夫「中世後期ヴェティーン家のランデスヘルシュフトの展開」、『西洋史論叢』, 2, 1980年。拙稿「下バイエルンの租税委員会（1358年）について」、『西洋史学』, 133, 1984年。
- 5) 前掲拙稿, 48頁以下参照。
- 6) O. ブルンナー, 前掲邦訳書, 286頁以下参照。
- 7) 尚, 絶対主義期についてはではあるが、阪口修平「プロイセン絶対主義期における軍隊と社会生活——カントン制度を通して——」, 隅田・若松編『国家的統合過程の諸相』（南窓社, 1983年）, 130頁参照。
- 8) E. Rosenthal, *Geschichte des Gerichtswesens und der Verwaltungsorganisation Baierns*, Bd. I, Würzburg 1889, S. 291. Fr. ハルトゥング著, 成瀬・坂井訳『ドイツ国制史』（岩波書店, 1980年）, 114頁参照。
- 9) Fr. ハルトゥング, 前掲邦訳書, 114頁参照。
- 10) W. Ziegler, *Studien zum Staatshaushalt Bayerns in der zweiten Hälfte des 15. Jahrhunderts. Die regulären Kammereinkünfte des Herzogtums Niederbayern 1450-1500*, München 1981, S. 50.
- 11) 前掲拙稿, 40頁以下参照。
- 12) 財務行政と司法・行政とのこのような分離については, Vgl. E. Bamberger, *Die Finanzverwaltung in den deutschen Territorien des Mittelalters 1200-1500*, in: *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, Bd. 77, 1923, S. 180 ff.
- 13) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 284ff., 348ff., 389f.; H. Schlosser, *Spätmittelalter-*

- licher Zivilprozess nach bayerischen Quellen. Gerichtsverfassung und Rechtsgang, Köln/Wien 1971, S. 47; M. Spindler, *Die Anfänge des bayerischen Landesfürstentums*, München 1937, S. 158; E. Bamberger, *op. cit.*, S. 212f.
- 14) H. Hornung, *Beiträge zur inneren Geschichte Bayerns vom 16. -18. Jahrhundert aus den Umriffsprotokollen der Rentmeister des Rentamtes Burghausen*, Diss. phil. München 1915, S. 7.
- 15) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 286, 288.
- 16) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 286, 289f.
- 17) E. Geiss, Die Reihenfolge der Gerichts- und Verwaltungsbeamten Altbayerns nach ihrem urkundlichen Vorkommen vom XIII. Jahrhundert bis zum Jahre 1803, Teil I und II, in: *Oberbayerisches Archiv*, Bd. 26 (1865/66), S. 39, 148; Bd. 28 (1868/69), S. 49, 88.
- 18) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 289.
- 19) H. Hornung, *op. cit.*, S. 8.
- 20) W. Ziegler, *op. cit.*, S. 14.
- 21) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 291; H. Hornung, *op. cit.*, S. 8f.
- 22) Vgl. E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 303 ff.; M. Spindler (Hg.), *Handbuch der bayerischen Geschichte*, Bd. II, München 1969, 2. verb. Ndr. 1977, S. 540, 548.
- 23) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 291; W. Leiser, *Strafgerichtsbarkeit in Süddeutschland. Formen und Entwicklungen*, Köln/Wien 1971, S. 93.
- 24) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 278; Schröder-Künßberg, *Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte*, 7. Auflage, Berlin/Leipzig 1932, S. 665 und Anm. 97; Vgl. auch P. Klein, *Historische Entwicklung der Beamtenbesoldung in Altbayern 1180-1850*, Diss. Innsbruck 1966, S. 85.
- 25) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 278; W. Ziegler, *op. cit.*, S. 14. 但し, Landshut に於てヴィットゥームが登場するのは, バイエルンの再統一により Landshut が大公政府の所在地たることを止めた1506年以降のことである。E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 278 Anm. 4. 尚, B-München (上バイエルン)は, München, Straubing の2レントアムトから成る。
- 26) S. v. Riezler, *Geschichte Baierns*, Bd. III, Neudruck der Ausgabe Gotha 1889, Aalen 1964, S. 681.
- 27) 14/15世紀のバイエルンの部分ラントの離合集散については, 拙稿「太公領と部分ラントー中世末期のバイエルン」, 『西洋史研究』, 新輯第9号, 1980年参照。Vgl. auch M. Spindler (Hg.), *Bayerische Geschichtsatlas*, München 1969, S. 21.
- 28) F. v. Krenner, *Bayerische Landtagshandlungen in den Jahren 1429-1513*, Bd. 7, München 1803, S. 143, 148, 151, 154, 157; Vgl. auch K. P. Follak,

Die Bedeutung der Landshuter Landesordnung von 1474 für die niederbayerische Gerichtsorganisation, München 1977, S. 13.

- 29) W. Ziegler, *op. cit.*, S. 63f., 253.
- 30) W. Ziegler, *op. cit.*, S. 254, 259f. 尚, Fr. ハルトゥング, 前掲邦訳書, 90頁以下参照。
- 31) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 291 Anm. 3; W. Ziegler, *op. cit.*, S. 16ff.
- 32) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 292 und Anm. 1, S. 299 Anm. 3.
- 33) Vgl. H. Lieberich, *Landherren und Landleute. Zur politischen Führungsschicht Baierns im Spätmittelalter*, München 1964, S. 172.
- 34) F. v. Krenner, *op. cit.*, Bd. 7, S. 245-257. 尚, クレンナーによると, この文書はラントタークの商議と直接関連しないにも拘らず, 当時の行政制度の解明のために1つの記念碑として当該史料集に収録されたのである。F. v. Krenner, *op. cit.*, S. 245 Anmerkung.
- 35) 前文: S. 245 Z. 11-22; a. 1: S. 245 Z. 23-S. 246 Z. 12; a. 2: S. 246 Z. 13-22; a. 3: S. 246 Z. 23-S. 247 Z. 4; a. 4: S. 247 Z. 5-15; a. 5: S. 247 Z. 16-27; a. 6: S. 248 Z. 1-7; a. 7: S. 248 Z. 8-27; a. 8: S. 249 Z. 1-17; a. 9: S. 249 Z. 18-S. 250 Z. 11; a. 10: S. 250 Z. 12-S. 251 Z. 12; a. 11: S. 251 Z. 13-18; a. 12: S. 251 Z. 19-22; a. 13: S. 251 Z. 23-S. 252 Z. 4; a. 14: S. 252 Z. 5-18; a. 15: S. 252 Z. 19-S. 253 Z. 21; a. 16: S. 253 Z. 22-S. 255 Z. 20; a. 17: S. 255 Z. 21-27; a. 18: S. 256 Z. 1-8; a. 19: S. 256 Z. 9-21; a. 20: S. 256 Z. 22-S. 257 Z. 2; a. 21: S. 257 Z. 3-7.
- 36) E. Bamberger, *op. cit.*, S. 204 Anm. 4.
- 37) E. Geiss, *op. cit.*, Teil I, S. 148.
- 38) H. Lieberich, *op. cit.*, S. 111f., 140ff. und S. 144 Anm. 793.
- 39) H. Lieberich, *op. cit.*, S. 57 Anm. 226, S. 113f., S. 149 und Anm. 849.
- 40) 若曾根健治, 前掲稿, 100頁(註31)参照。尚, ラント裁判区を請負(入質)により保有しているプラーガー(ラント裁判官)が会計監査を免除されたか否かは審かにしえない。
- 41) Vgl. E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 293.
- 42) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 293, 300; H. Rankl, *Staatshaushalt, Stände und Gemeiner Nutzen in Bayern 1500-1516*, München 1976, S. 59f.; Vgl. auch *Deutsche Verwaltungsgeschichte*, Bd. 1: *Vom Spätmittelalter bis zum Ende des Reiches*, Stuttgart 1983, S. 138.
- 43) a. 1: und was dieselbe seine Bestandzettel innh^{alt}, sollet ihr ihm raiten, und aufheben. Das andere bey klein und gros soll Uns ganz von einem jeden Amtmann verrechnet, und bezahlt werden.
- 44) Item ihr sollet auch keinem unserm Amtmann,.....keinen Bau, unziemli-

che Zehrung oder Ausgabe aufheben noch legen, anders dann sein Bestan-
dzettel ausweist; er habe dann unser besonderes Gesch^offt darum, unter
unserm Sekret, das er euch in Rechnung f^urbringe.

- 45) W. Ziegler, *op. cit.*, S. 53; Vgl. auch E. Bamberger, *op. cit.*, S. 204f.
- 46) W. Ziegler, *op. cit.*, S. 17, 62ff.
- 47) W. Ziegler, *op. cit.*, S. 18, 57ff.
- 48) Vgl. E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 292.
- 49) Vgl. E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 295f., 300; W. Ziegler, *op. cit.*, S. 53.
- 50) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 353 Anm. 5; E. Bamberger, *op. cit.*, S. 185.
- 51) 若曾根健治「ティロール森林令雑考—領邦立法史研究覚書—」, 『熊本法学』第
27号, 1978年, 21頁参照。Vgl. E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 357f.
- 52) a. 10: darin sollet ihr euer fleissiges Aufmerken haben, und ordentlich
darob seyn, damit Uns solches g^unzlich verrechnet, und nichts darin ver-
halten werde,.....
- 53) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 297.
- 54) a. 18: daß du Rentmeister dich f^uran mit deiner Jahrsrechnung derma-
ssen schickest, wann Wir dich damit nach Ostern zu Uns zu kommen,
bescheiden,.....
- 55) E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 296. Fr. ハルトツング, 前掲邦訳書, 111頁参照。
- 56) W. Ziegler, *op. cit.*, S. 17, 53.
- 57) このほか, 第20条は, 特にレントマイスターに対して当該訓令の諸規定の遵守
を求め, 彼の違背行為から生じる損害・損失をレントマイスターに課すことを規
定している。
- 58) Vgl. E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 296ff., 320.
- 59) R. Heydenreuter, Probleme des Ämterkaufs in Bayern, in: I. Mieck(Hg.),
Ämterhandel im Spätmittelalter und im 16. Jahrhundert, Berlin 1984, S. 233.
- 60) Vgl. E. Rosenthal, *op. cit.*, S. 291 ff.; auch E. Bamberger, *op. cit.*, S.
215 f.

(筆者 岩手大学人文社会科学部講師)